

「第2回アドバイザー会議」における質問内容及び回答内容

調書番号: 6 事業名: 緑の普及啓発事業費

| アドバイザー | 質問内容 | 説明者職・氏名 | 回答内容 |
|-----------------|--|-----------------|--|
| <p>五味アドバイザー</p> | <p>山梨県造園建設業協同組合にプロポーザル方式により委託先を選定しているが、この団体以外に事業を委託する可能性のある団体はあるのか。</p> <p>協同組合の方が単独の業者より組織力があるということか。</p> <p>選定過程は公表されているのか。</p> <p>もらった資料は、委託料上限額の積算根拠だが、決算はどうなっているのか。</p> <p>決算資料を後で見せてほしい。</p> | <p>課長・平塚 幸美</p> | <p>平成 26 年度にこの事業をスタートした時には、造園建設業協同組合と、その組合員である会社の 2 者が応募してきた。選定した結果、造園建設業協同組合に決定した。平成 27、28 年度は造園建設業協同組合だけ応募があったが、可能性としては、造園関係や、いろいろな事業を展開している者が考えられる。</p> <p>プロポーザル方式なので、比較した結果、提案内容が優れていた造園建設業協同組合事業に決定した経緯がある。組織力があるという背景はあるかと思う。</p> <p>ホームページで公表している。</p> <p>経費の内容はこの資料に見合ったものになっているが、金額はこの通りではない。 人件費、報償費、旅費といった支出の区分ごとに実際の支出をまとめたものはあるが、事業別ではなくトータルのものである。</p> <p>承知した。</p> |
| <p>諸平アドバイザー</p> | <p>樹木医の人件費に法定福利費を計上しているのは、一人雇用するということか。</p> <p>雇用している樹木医が緑の教室で講師をする場合に、重複して講師料を払うことはあるか。</p> | <p>課長・平塚 幸美</p> | <p>一人専任で雇用する。</p> <p>ない。</p> |

| アドバイザー | 質問内容 | 説明者職・氏名 | 回答内容 |
|----------|--|----------|--|
| 諸平アドバイザー | <p>事業概要決定、委託業者の選定では具体的にどんなことを行っているのか。説明で、講座の内容の見直しを行っているとあったが、どの程度こういったことを行ってほしいと伝えているのか。</p> | 課長・平塚 幸美 | <p>プロポーザル方式による募集時に企画提案募集要項を作成している。その中で講座の具体的な内容がある程度条件を付しているが、先程の説明の見直しを行っているとというのは、受託者が講座を運営していく上で常に見直しを行うと言うことで、発注する時に見直すと言うことは違う。例えば、全体で34回通常講座を実施するという条件は付すが、応募者が複数いる場合、提案内容を審査することで内容の見直しが図られるので、募集時の条件はそれほど踏み込んでいない。</p> |
| 小口アドバイザー | <p>委託料上限積算額は応募者に見せないのか。</p> <p>経費を見るとほとんど職員の人件費になっている。この事業のために専任で人を雇っているのか。何人雇っているのか。</p> <p>人件費を見ると、緑の教室だけで企画立案等で1,000万円になる。非常勤職員一人でこの金額にはならないはず。どういう積算なのか。全ての講座において一人が1つの講座の企画立案等に10日間掛りきりという積算になっている。これはあまりにも人件費が多すぎると思うが、その辺のチェックはしているのか。積算に疑問がある。</p> <p>緑サポーターの人数は山梨県が多い。他県は緑サポーターの養成を県が無料で行っている例も多くないようだが、211人の緑サポーターの内、実際に活動しているのはどのぐらいの人数なのか。</p> | 課長・平塚 幸美 | <p>見せない。講座数は決まっており、それに必要な経費の項目は共通なので、それに適用した形で応募者は積算してくる。</p> <p>専任の樹木医一人と非常勤職員一人を雇っている。</p> <p>確認する。</p> <p>やまなし緑サポーター会の会員は55人である。会員は地元の緑化の活動や、緑のカーテンの普及、巨樹・名木のモニタリングを継続的に行ったり、樹木医の作業の補助等を行っている。会に入っていない人も、個人的な活動として同じようなことをしていると聞いている。</p> |

| アドバイザー | 質 問 内 容 | 説明者職・氏名 | 回 答 内 容 |
|----------|---|----------|--|
| 小口アドバイザー | <p>緑サポーター養成講座が、昨年だと一人当たり県が約8万円の補助をしていることになる。その結果、緑サポーターの資格を取った人が県に貢献していないことになるとおかしいのではないか。211人いて55人しか会に入っていないのに、自主的に活動している方もいると思うが、県費を使って養成するのはどうなのか。</p> <p>緑サポーターの資格を取ると、樹木医試験の経験認定が1年輕減されるそうだが、実際樹木医になる人は多くいるのか。</p> | 課長・平塚 幸美 | <p>上級講座は、緑サポーター養成講座を兼ねており、通常講座と合わせて、県に貢献するということもあるが、緑化に対する意識啓発が大前提にある。上級講座は次の段階のものなので、個別の効果をダイレクトに出すのは、意識の普及啓発事業とすると測定できない部分がある。</p> <p>樹木医のハードルは高いので、それほどいない。</p> |